二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値

イ　翌日市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）（次号において「インバランス供給量」という。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）並びに翌日市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該翌日市場において行われたものと仮定した場合における当該翌日市場における売買取引の価格

ロ　［略］

二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値

イ　翌日市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再エネ特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）（次号において「インバランス供給量」という。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下この号において「買入入札」という。）並びに翌日市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該翌日市場において行われたものと仮定した場合における当該翌日市場における売買取引の価格

ロ　［略］

三　［略］

四　各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（沖縄電力に係るものについては、零）

イ・ロ　［略］

五　［略］

2　［略］

3　前二項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再生可能エネルギー電気特措法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第三項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

4・5　［略］

6　前五項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域における電力に係る取引が翌日市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該翌日市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。

一・二　［略］

7　［略］

三　［略］

四　各月において、その月の初日から末日までにおける次のイに掲げる価格から同一の時間帯における次のロに掲げる価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（沖縄電力株式会社に係るものについては、零）

イ・ロ　［略］

五　［略］

2　［略］

3　前二項の規定にかかわらず、一般送配電事業者が、再エネ特措法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第四項第一号及び第二号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものに限る。）の出力の抑制を要請した場合において、当該一般送配電事業者が第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の買取りを行うときは、インバランス料金は、経済産業大臣が定める額としなければならない。

4・5　［略］

6　前五項の規定にかかわらず、卸電力取引所の業務規程に規定する翌日取引の停止に係る基準に該当した一般送配電事業者の供給区域（以下この項及び次項において「停止基準該当区域」という。）における次の各号に掲げる時間帯のインバランス料金は、それぞれ当該各号に定める額としなければならない。ただし、停止基準該当区域が沖縄電力株式会社の供給区域であるときは、当該基準に該当したときから、当該供給区域における電力に係る取引が翌日市場において行われるものと仮定した場合に卸電力取引所の業務規程で定めるところにより当該翌日市場における売買取引が再開されることとなる日までの間、当該供給区域におけるインバランス料金は、第一項第一号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引における価格とする。

一・二　［略］

7　［略］